

## 第2次答申の概要について

### 1. 前回検討の背景

平成11年中央環境審議会答申「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加等について」（以下「平成11年答申」という。）において、水質環境基準健康項目及び要監視項目全般について、今後とも新たな科学的知見に基づいて必要な追加・削除等見直し作業を継続して行っていくべきとされたところである。その後、WHO（世界保健機関）において、飲料水水質ガイドラインの全面改定を行い、第3版として、その内容を公表しているところである。厚生労働省においても、この内容も踏まえ、水道法に基づく水質基準を見直し、平成15年5月に公布しているところである。

このような状況を踏まえ、水質環境基準健康項目及び要監視項目について、新たな知見に基づき、適切な検討を加えることが必要であるとの認識の下、平成14年8月15日に環境大臣から諮問がなされた事項について、平成11年答申での経緯を踏まえ、平成16年2月に「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第1次答申）」（以下「平成16年答申」という。）がとりまとめられた。この中で、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン等5項目を新たに要監視項目として追加し、また、アンチモン及びp-ジクロロベンゼンについて指針値を設定等することとされた。

第2次答申では、前回平成16年答申において、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、1,4-ジオキサン、全マンガン、ウラン、アンチモンに関して課題として残されていた事項について整理し、その後のWHOにおける飲料水水質ガイドラインの改定及び水道水質基準の改定も踏まえ、報告をとりまとめた。

### 2. 前回検討の概要

#### （1）検討事項

以下の事項について検討を行った。

- ①平成16年答申において、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、1,4-ジオキサン、全マンガン、ウラン、アンチモン等について課題として残されていた事項について、平成16年答申後における検出状況等を踏まえた整理及び水質環境基準健康項目に係る見直し。
- ②その後のWHOにおける飲料水水質ガイドラインの改定及び平成20年の水道水質基準改定も踏まえた、健康保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準の基準値または要監視項目の指針値の見直し。

なお、これらの検討対象項目のうち、農薬については、引き続き環境中の検出状況に

関するデータ等を収集した上で審議を行うこととする。

## (2) 検討に当たっての基本的考え方

水質環境基準健康項目等の選定の考え方等については、平成 16 年答申の 2. (2) から (5) までに記載される考え方を基本に、以下のとおりとした。

### 1) 水質環境基準健康項目及び要監視項目の選定の考え方

#### ①基本的考え方

水質環境基準健康項目については、「水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的にかつ有効適切に講ずる必要があると認められる物質」を選定する。

また、要監視項目については、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、モニタリング等の対象とすべき物質を選定する。

#### ②選定のポイント

検討対象項目について、毒性情報等の知見に基づき得られる人の健康の保護の観点からの基準値及び指針値を勘案し、我が国における水環境中での検出状況、生産・使用等の実態等を踏まえ、各項目の取扱いを判断することとする。特に、検出状況等については、検出率及び検出濃度のほか、物質特性、自然的要因等の検出要因について考慮して水質環境基準健康項目等に位置づけるべきか否かを判断する。

### 2) 水質環境基準健康項目基準値及び要監視項目指針値の設定の考え方

基準値及び指針値は、我が国やWHO等の国際機関において検討され、集約された科学的知見、関連する各種基準の設定状況を基に設定する。

この場合、直接飲用による影響については、WHO等が飲料水の水質ガイドライン設定に当たって広く採用している方法を基に、他の暴露源からの寄与を考慮しつつ、生涯にわたる連続的な摂取をしても健康に影響が生じない水準をもとに安全性を十分考慮する。特に幼少期において特定の化学物質に対するリスクが大きいと判断できる場合には、幼児の飲料水消費量に基づいて基準値及び指針値を設定する。また、水質汚濁に由来する食品経由の影響についても、現時点で得られる魚介類への濃縮性に関する知見を考慮して設定する。

### 3) 環境基準の適用等に当たっての基本的考え方

健康保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準については、広く有害物質の環境汚染の防止に資することを念頭に置くことが望ましいと考えられること、また、地下

水と公共用水域は一体として一つの水循環系を構成していることから、河川、湖沼、海域、地下水を問わず全ての水域に同じ基準を適用することを基本とする。しかしながら、例えば、トリクロロエチレン等が嫌氣的な地下水中において時間をかけ分解しシス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマーという別の物質が生成することがある。このように嫌氣的な条件にある地下において他の物質が分解された結果生成する物質について、地下水においてのみ検出等が見られる場合は、当該物質については、地下水のみについて環境基準等の設定を検討し、環境基準等の設定を行う場合には地下水のみに適用することとする。

#### 4) 自然的原因による水質汚濁の取扱い

基準値自体は自然的原因の場合と人為的原因の場合とで異なる性格のものではないことから、自然的原因により水質環境基準健康項目が公共用水域等において検出される地点においても一律に適用することが適当である。

なお、公共用水域等において明らかに自然的原因により基準値を超えて検出されたと判断される場合には、測定結果の評価及び対策の検討に当たってこのことを十分考慮する必要がある。

### 3. 検討結果

水質環境基準健康項目及び要監視項目に係る検討結果を、表1及び表2に示す。

表1 新たに健康保護に係る水質環境基準として追加する基準項目

| 項目名       | 基準値         |
|-----------|-------------|
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/l 以下 |

備考 基準値は年間平均値とする。

表2 新たに地下水環境基準として追加する基準項目

| 項目名          | 基準値           |
|--------------|---------------|
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg /l 以下 |
| 塩化ビニルモノマー    | 0.002mg /l 以下 |
| 1,4-ジオキサン    | 0.05 mg /l 以下 |

備考 基準値は年間平均値とする。

表3 基準値を見直す項目

| 項目名          | 新たな基準値     | 現行の基準値      |
|--------------|------------|-------------|
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/l 以下 | 0.02mg/l 以下 |

備考 基準値は年間平均値とする。